

参考

要介護・要支援認定者各位

狭山市長 小谷野 剛
(公印省略)

介護保険負担割合証の交付について (お知らせ)

日頃から介護保険行政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年度の負担割合が決定いたしました。介護認定を受けている方お一人お一人に負担割合証をお送りします。8月1日以降、サービスを利用する際に介護保険被保険者証と併せてご提示ください。

なお、介護認定者や65歳以上の方の世帯異動等により負担割合が変更となった場合には、改めて負担割合証をお送りいたします。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 適用期間 | 令和3年8月1日～令和4年7月31日 |
| 2. 利用者負担の割合 | 1割～3割
※令和2年1月から令和2年12月までの所得状況によって異なります。判定方法は裏面の表でご確認ください |
| 3. 負担割合の変更 | 所得更正により負担割合が変わった場合は、 <u>適用期間の開始年月日から変更後の負担割合</u> となります |

問い合わせ先

狭山市長寿健康部 長寿安心課 管理・保険料担当

電話04-2953-1111 (内線1551・1552)

※土・日曜日、祝日を除く 8時30分から17時15分